

仕様書

1. 件名

「2025会計年度における会計監査業務」

2. 監査の主旨

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、私立学校法第百四十四条第一項の規定により、会計監査人を設置することを義務付けられている。

学園は、2025年5月の評議員会において、会計監査人を選任する予定である。

会計監査人は、沖縄科学技術大学院大学学園法（以下、「学園法」という。）、学園法施行規則、及び学園寄附行為の定めるところにより、監査を実施する。

本仕様書は、2025会計年度において学園の会計監査人が行うべき監査業務の仕様を定めるものである。

3. 監査の概要

3.1. 監査業務の内容

- (1) 学園法施行規則第十条に規定する計算関係書類及びその他の財務計算に関する書類に係る会計監査の実施。
- (2) 上記監査結果の学園監事及び理事会への報告（日本語版&英語版）。
- (3) 監査報告書等の提出（日本語版&英語版）。
- (4) 会計基準準拠及び財務上のリスク回避のための指導助言。
- (5) 会計基準改正、他大学や民間の動向等に関する情報提供。

3.2. 監査の対象期間及び実施期間

(1) 監査対象期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(2) 監査実施期間

① 期中監査：契約締結日～2026年3月31日まで

② 期末(決算)監査：2026年4月1日～2026年6月30日

3.3. 監査日数

監査日数（時間）は必要最低限にとどめることとし、具体的な日程については、別途協議するものとする。

【想定監査日数（時間）】 約100日×7時間（700時間程度）

3.4. 会計監査人への計算関係書類の提出時期

5月中旬（予定）※別途協議を行う。

3.5. 会計監査人から学園理事会への報告

5月下旬（予定）※別途協議を行う。

4. 監査の実施体制等

4.1. 監査の実施体制

(1) 監査責任者については、指定社員とすること。また、監査責任者以外の主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有している者であること。

(2) 監査業務を行うにあたって、実施体制として以下を明確にすること。

① 監査チームの構成表、各要員の職務内容、職責、分担等

② 監査チームをサポートする支援体制

③ 監査品質の管理体制

(3) 会計監査人から学園理事会及び監事への報告については日英での報告とすること。

4.2. 学園との連携

監査の実施に当たっては以下を実施し、学園との連携を図ること。

(1) 事前及び隨時打合せ

監査計画を策定するにあたり、監査の基本姿勢、対象（項目）、実施方法、対象期間、日数（時間）、実施体制等について学園担当者と打ち合わせを実施する。また、監査を実施する過程において、重要な事項を発見した場合等、隨時報告及び打ち合わせを実施する。

(2) 監査計画の作成

(1)に基づき、監査計画を作成し、学園に提出する。

(3) 学園監事との打ち合わせ

監査を実施する過程において、適宜学園監事との打ち合わせを実施する。

5. 監査報酬

5.1. 監査報酬の額

契約書で定める監査報酬のほかに発生する、監査業務の実施に要した交通費、宿泊費等の諸経費は会計監査人が負担する。また、期中監査及び期末監査に係る報酬見積額は区分表示すること。

5.2. 支払の時期

前項で定める報酬の額について契約書に基づき、適法な支払い請求書を受理した場合において、その翌月末日までに支払うものとする。

(1) 期中監査に係る監査報酬： 2026年3月末日支払い

(2) 期末(決算)監査に係る監査報酬： 2026年6月末日支払い

6. その他留意事項

会計監査において知り得た全ての情報に関し、いかなる理由があろうとも監査実施中及び監査実施後も第三者へ公開しないこと。特に、監査実施中は、各情報の取り扱いには十分注意し、情報漏えいなどのセキュリティ事故を発生させないよう十分留意すること。